

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和元年7月5日（令和元年（独個）諮問第16号）

答申日：令和元年10月25日（令和元年度（独個）答申第33号）

事件名：本人に係る「「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」の一部修正について（通知）」の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく保有個人情報の訂正請求に対し、平成31年4月16日付け31高障求発第20号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 機構特定課は、法27条1項の規定により訂正請求に応じないとしているが、本件対象保有個人情報は同条3項（原文ママ）の規定により実際に開示を受けているので、訂正請求に応じない事は違法である。  
（中略）

イ 「記録の作成根拠」とは「記録が作成された事が分かる根拠」を指しており、審査請求人は職員Cに対し、記録の作成簿があるのか、或いは職員B本人が「作成した」と答えているのか、それともパソコンの作成履歴に残されているのかと何度も問い質しているが、職員Cは何も答えずに逃げている。繰り返しになるが「作成された」と答えているのは職員Cであるが、その当人が何故その根拠について何も答えられないのか？明らかに職員Cが職員Bを庇う為に嘘をついているとしか考えられない。

ウ 行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づき以下の諸事項を要求する。

- (ア) 行審法 3 1 条 1 項に基づき口頭意見陳述の実施を要求する。尚、その際に行審法 3 7 条 1 項及び 2 項の適用も要求する。
  - (イ) 行審法 3 3 条に基づき下記 2 点を要求する。
    - a 職員 B は職員 A による虐待について「確認した」と強弁しているので、その確認記録を提出する事を要求する。
    - b また職員 C は当該記録が「作成された」と強弁しているので、その作成根拠を提出する事を要求する。
  - (ウ) 行審法 3 4 条に基づき下記 3 点を要求する。
    - a 職員 B は職員 A による虐待について「確認した」と強弁しているので、「確認した」内容を陳述する事を要求する。
    - b また職員 A は職員 B から虐待について「確認された」事になるので、「確認された」内容を陳述する事を要求する。
    - c 更に職員 C は当該確認記録が「作成」されたと強弁しているので、その作成根拠を踏まえて作成経緯を陳述する事を要求する。
  - (エ) 行審法 3 6 条に基づき職員 A、職員 B 及び職員 C への質問を要求する。質問する事項は上記 (イ) 及び (ウ) である。
  - (オ) 行審法 3 8 条 1 項に基づき提出書類の閲覧或いは交付を要求する。要求する事項は上記 (イ) である。
- エ 行審法 3 2 条 1 項に基づき本件開示請求書ほか 1 件を証拠提出する。  
(以下略) (証拠資料 1 及び 2 略)

## (2) 意見書

ア 理由説明書 (下記第 3。以下同じ。) に対し以下の通り論駁する。

(ア) 理由説明書の 1 について

諮問庁は法 2 7 条 1 項を挙げているが、ここには三つの項目がある。諮問庁としては同項 1 (号) を根拠に本件対象保有個人情報が開示請求を経ていないと主張しているが、訂正請求に至る手続きはそれ以外に二つあり、それらは同項 2 (号) 及び 3 (号) である。しかし諮問庁はその二つを無視し同項 1 (号) のみを挙げているので、審査請求人はそれを失当且つ違法であると糾弾している。(中略)

(イ) 理由説明書の 2 について

諮問庁は「記録の根拠」と記述しているが、それ自体が虚偽である。審査請求人が開示請求している文書は「職員 A が障害者 (審査請求人) への虐待を行い職員 B がその虐待について「確認した」と強弁しており更に職員 C がそれに係る記録が「作成された」と再び強弁しているのでそれが分かる根拠」である。要するに審査請求人は職員 C が「記録は作成された」と強弁しているので何を以て「作成された」と強弁し得るのかを訊いている。(中略)

(ウ) 理由説明書の 3 (1) について

諮問庁は(審査請求人による争点として)「本件対象保有個人情報  
は、法 27 条 3 項の規定により実際に開示を受けている」と記述  
しているが、正しくは「法 27 条 1 項 3 (号)」である。(中略)

(エ) 理由説明書の 4 について

a 4 (1) について

諮問庁による主張を纏めると、諮問庁は「法 27 条 1 項 1 (号)  
に該当しないから訂正しない」旨主張している。審査請求人も  
同項 1 (号)に該当していない事を認めるが、開示請求を経て  
いない理由として処分庁が開示請求において情報の提供を行っ  
ていない事及び嘘の情報を提供している事を挙げて反論してお  
り、その原因は嘘をついて開示請求に応じていない処分庁にあ  
る。そもそも処分庁は本件対象保有個人情報を特定せずに嘘を  
書いているのだから、これでは開示請求における手続きは遂行  
されず、その手数料を納付することも出来ない。

b 4 (2) について

諮問庁は法 42 条を挙げて行審法に基づく諸要求に「対応の必  
要がない」と記述しているが、同条は「不作為に係る審査請求」  
を対象としており、本件審査請求は「処分に係る審査請求」な  
ので、諮問庁による主張は全くの失当且つ違法である。(中略)

イ 審査請求人による証拠提出

行審法 32 条 1 項に基づき下記の文書を証拠提出する。(資料 1 及  
び 2 審査請求書に添付のもの、資料 3 ~ 20 略)

ウ 諮問庁への証拠提出要求

行審法 33 条に基づき諮問庁に対し下記の文書を証拠提出する事を  
要求する。(文書リスト 略) (以下略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

以下の理由により、不訂正決定の原処分は妥当であり、本件審査請求は  
棄却すべきものとする。

1 本件審査請求の経緯

(1) 平成 30 年 12 月 14 日付けで審査請求人から計 11 の文書に係る保  
有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同月 27 日付け高障  
求発第 293 号及び平成 31 年 1 月 11 日付け同第 300 号により保有  
個人情報を特定するための求補正及び開示請求手数料の納付依頼を行っ  
たものの、納付期限までに開示請求手数料が納付されなかったことから、  
同月 18 日付け同第 306 号「保有個人情報の開示をしない旨の決定に  
ついて」により不開示決定を行い審査請求人に通知した。

(2) 審査請求人は、上記 (1) の不開示決定通知書の「開示請求に係る保

有個人情報<sup>の</sup>名称等」欄中項目6の項目名の訂正を求め、平成31年2月5日付けで保有個人情報<sup>の</sup>訂正請求を行った。これに対し、機構は、法27条1項の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に係る訂正請求ではないことから、同月27日付け30高障求発第344号により不訂正決定を行った。

- (3) 一方、上記(1)の不開示決定通知書中に記載の誤りがあったことから、機構は、同年2月27日付け30高障求発第343号により、当該不開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」の欄の項目6の項目中「確認した記録」とあるのを「確認した記録<sup>の</sup>根拠」と修正し審査請求人に通知した。
- (4) 本件訂正請求は、平成31年3月14日付け(同月19日受付)で、審査請求人が上記(3)の同年2月27日付け30高障求発第343号の修正通知文書の記2中「記録<sup>の</sup>根拠」とあるのを「記録<sup>の</sup>作成根拠」と訂正するよう求めて保有個人情報の訂正請求を行ったものであるが、これに対し機構は、本件訂正請求は、法27条1項の規定による開示決定を受けた保有個人情報の訂正請求ではないことから、不訂正の原処分を行ったものである。

## 2 本件対象保有個人情報について (略)

### 3 審査請求人の争点及び要求

- (1) 本件対象保有個人情報は、「法27条1項3(号)の規定により実際に開示を受けている」(審査請求書(上記第2の2(1)ア)。なお、意見書(同(2)ア(ウ))により条項修正済み。以下同じ。)ことから、訂正請求に応じない事は違法である。
- (2) 行審法31条ないし34条及び36条ないし38条に基づく事項を要求する。

### 4 3の対応について

- (1) 本件対象保有個人情報は、上記1の経緯のとおり、法27条1項の規定に該当しないことから、訂正をしない旨の決定を行ったものである。また、審査請求人は法27条1項3(号)を主張するものの、本件対象保有個人情報は、法の規定による開示決定を受けたものではないことから、法27条1項3号の「開示決定に係る保有個人情報」に該当しない。
- (2) 法42条により、(訂正決定等については、)行審法第2章第3節(28条~42条)の規定は適用しないとされていることから、対応の必要がない。

### 5 審査請求人の主張について

審査請求人は法27条1項3(号)の規定による対応や開示請求の手続きについて機構の違法性を主張しているが、本件対象保有個人情報は法2

7条1項3号の「開示決定に係る保有個人情報」に該当する文書でないことから、審査請求人の主張は、諮問庁の判断に何ら影響するものではない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月7日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年10月9日 審議
- ⑤ 同月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求に対し、処分庁は、法27条1項の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の訂正請求ではないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象保有個人情報該当性について検討する。

##### 2 訂正請求対象保有個人情報該当性について

###### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である（別紙の本件対象保有個人情報が記録された文書名の1行目ないし3行目が文書であり、同4行目及び5行目が項目6の項目名）。

###### (2) 法27条1項における訂正請求対象保有個人情報について

法27条1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項1号ないし3号に掲げるものに限るものとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律による開示決定（行政機関に事案が移送された場合）を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

その趣旨については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するため、訂正請求に当たって、法による開示請求・開示決定を前置させることとしたものであると解される。

###### (3) 本件対象保有個人情報の訂正請求対象保有個人情報該当性について

ア 諮問庁は、理由説明書の記載（上記第3の1（4）及び4（1））において、審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報は、法27条1項各号に掲げる保有個人情報には該当しない旨説明する。

イ そこで、当審査会において、諮問書に添付されている本件対象保有個人情報を確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人による保有個人情報の開示請求に対して平成31年1月18日付けで機構が行った不開示決定の通知文書につき、同通知文書の記載の一部を修正する旨を同年2月27日付けで機構が審査請求人に通知した文書に記録された保有個人情報であることが認められる。

ウ そうすると、本件対象保有個人情報が法による開示決定に基づき機構から開示を受けたものではないことは明らかであり、上記(2)に照らすと、本件対象保有個人情報は、法27条1項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。

エ また、審査請求人は、審査請求書及び意見書の記載(上記第2の2(1)ア及び(2)ア(エ))において、法25条1項を基に、法による開示決定とは別途の方法により入手したものであっても、法27条1項3号により訂正請求の対象となる旨主張していると解されるが、法25条1項は、法による開示決定を独立行政法人等から受けた保有個人情報につき、その開示の実施方法を他の法令による方法と調整する旨を規定したものであるから、法による開示決定を受けていない本件対象保有個人情報は、法27条1項3号の適用を受けないものである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法27条1項に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項各号のいずれにも該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

30高障求発第343号 平成31年2月27日独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長「「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」の一部修正について（通知）」

職員Aによる障害者（開示請求者）への虐待について職員Bが確認した記録の根拠